

令和5年度 鳴沢小学校通学路点検

番号	箇所	状況	要望	鳴沢村回答
1	学校から安富歯科までの道		車の出入りが激しいため、子どもの安全確保をしてほしい。 例えば・・・ →ドライバーに子どもたちが通学路として使用していることが分かるような看板を設置する等。	安富歯科から学校までの道は通学路となっており、特に大田和地区方面からの児童は通学のために必ず通る道となっています。このことは、昔から同様の状況であり、周辺に居住している住民が、当該道が通学路であるという認識を持っていないとは考えにくいです。 また、原の道(村道1-1号線)のように、例えば土日曜日で国道139号が混雑している場合の抜け道として使用するという事もない道です。 そのようなことから、誰への周知を目的としているかという点において不明確であり、仮に、送迎の保護者宛周知が目的であるのならば、学校からの通知や子どもへの指導により改善の効果が見込めると考えます。
2	139号線の横断箇所(原のみち方面)	・139号線の横断箇所(富士山側から原のみち)に、押しボタン式の信号があるが、スピードを出す車があり危険。	子どもを歩かせることができないという声が多い。 →歩行者の安全確保をしてほしい。安全確保ができるよう、警察署等に要望してほしい。	以前は押しボタン式の信号機も設置されていっていませんでしたが、中学生のバス乗り場になっていることなどから、子ども達の安全面から押しボタン式が設置された経緯があります。小学校やご家庭においても、例えば青信号になっても左右を確認してから横断歩道を渡るなど、子ども達へ交通ルールをご指導いただきたいです。 また、ご意見として「歩道橋の設置」が記載されておりますが、国土交通省の見解では、設置には必要性の整理や用地の問題などの他、現在ある平面の横断歩道の取扱を警察・公安委員会と調整する必要があるとのこと。また、現在は、バリアフリー等の観点から、歩道橋であった場所が横断歩道になるところもあるとのこと。以上より、当該箇所に横断歩道橋を設置するのは難しいと考えます。
3	ふるさとのけむりとローソンの間のカーブミラー	・草木がかぶってカーブミラーが見えにくい。	ドライバーから子どもたちが見える、子どもたちが歩道からはみ出さない等、安全確保をしてほしい。 →村から伐採のお願いを呼びかけてほしい。	既に伐採が完了しております。 なお、伐採が必要となる樹木の所有権は、その土地所有者が有しています。村でお願いしても、学校やPTAでお願いしても同じと思われるので、学校やPTAといった団体から土地所有者へ一度お話をさせていただければと思います。土地所有者が不明な場合(民家等がない場合)は、役場までお訪ねください。 また、上記のことから、今後はPTAや学校における対応の状況についても要望へ記載してください。
4	大田和交差点	・登校の際、枝が目刺さりするような高さで危険。藪も多く、手でよけながら歩いているので切してほしい。	ドライバーから子どもたちが見える、子どもたちが歩道からはみ出さない等、安全確保をしてほしい。 →村から伐採のお願いを呼びかけてほしい。	伐採が必要となる樹木の所有権は、その土地所有者が有しています。村でお願いしても、学校やPTAでお願いしても同じと思われるので、学校やPTAといった団体から土地所有者へ一度お話をさせていただければと思います。土地所有者が不明な場合(民家等がない場合)は、役場までお訪ねください。 また、上記のことから、今後はPTAや学校における対応の状況についても要望へ記載してください。
5	J A鳴沢(大田和支所前)通り	・猿がすみついている。	今現在、駆除に取り組んでいただいているが、子どもたちの安全確保のため、引き続きお願いしたい。	猿については、村役場振興課で対応中であり、生き物相手であり、時間もかかっていますが、対応中ですのでお待ちください。
6	学校西側の通学路	・一時停止することなく進む車が多い。 ・十字路のため車の確認が難しい。	スピードを出す車や一時停止をしない車が多いため、子どもたちの安全確保ができない。 →ドライバーに登下校時に子どもたちが通学路として使用していることが分かるような注意喚起の看板を設置してほしい。	既にカーブミラーや停止線等の対策を実施している場所ではありますが、特に旧都留信用組合から北西への道を拡張したこともあり、スピードを出して運転している方がいるようです。 当該箇所は通学路でもありますので、通学路がわかるペイントを路面へ実施いたします。
7	お徳屋の前の通り道	・スピードを出す車が多い。	スピードを出す車や一時停止をしない車が多いため、子どもたちの安全確保ができない。 →ドライバーに登下校時に子どもたちが通学路として使用していることが分かるような注意喚起の看板を設置してほしい。	村道1-1号線のことと思いますが、通学路ではありません。 この道は、多くの方が当該村道を通行するため、看板やポールなどで対策を実施している箇所が多くあります。村への交通安全施策として看板等の設置を望まれる場合は、村役場企画課までご連絡ください。